

宮内官僚

森林太郎

第十回

着手しなかつた事業

野口 武則

残された皇統譜令案

大正六（一九一七）年十二月に帝室博物館総長兼図書頭に就任した鷗外は、これまで図書寮で滞っていた各種事業を再開させるために体制を整え、順次着手した。『帝諡考』、六国史校訂準備作業、『天皇皇族実録』の三つである。

鷗外の末弟・森潤三郎によると、「図書頭に就任した当時、図書寮では帝諡考を編輯するや否やが問題になつてゐたさうであるが、兄は就任後直ちに編輯する事に決定した」（森

潤三郎『鷗外森林太郎』丸井書店、一九四二年）という。大正八（一九一九）年十月に脱稿し、大正十（一九二二）年三月に刊行された。

六国史校訂事業は明治四十五（一九一三）年から始まった第一次事業で基本調査を行った後、しばらく停滞していた。鷗外が事業再開の上申書を宮内大臣に提出し、大正八年から再開した第二次事業で自ら六国史校訂準備委員長として指揮を執った（吉岡真之「明治・大正期宮内省における六国史校訂事業」）。

『天皇皇族実録』も、明治四十一（一九〇八）年に歴代天皇の実録編集計画が立案されたものの、遅々として進んでいなかった。しかし、大正八年に鷗外が新たな編集計画を宮内大臣に提出してから、編集作業が本格化した（松澤克行「天皇皇族実録」の編修事業について）。

行政官としての鷗外は、即断即決で事務を処理していた。陸軍省医務局長時代の鷗外について、部下の山田弘倫は以下のように振り返る。

「部下から責任を以て企画進言したことをすべて明快に『よし』と決裁されるのが常であつた。世間には熟慮の上断行するといふ人は多いが、先生にはその熟慮といふものの必要は余りないやうであつた。（中略）先生は唯ウん／＼と聴き取られ、それを片ツ端からドシ／＼と決裁されるのであつた」（山田『軍医森鷗外』文松堂書店、一九四三年）

「明晰」な頭脳で経緯や物事を理解した上で、次々と決裁印を押していったのだという。

宮内官僚としても同様に振る舞つたのだろう。連載第八、九回で紹介したように、猛烈な勢いで図書寮の編集体制を整えようとした姿勢からは、鷗外の明確な意思がうかがえる。

ところが、そのような鷗外が、前任者から積み残されたまま全く手を付けなかつた事業がある。皇統譜令の制定で

ある。

皇統譜とは歴代の天皇や皇族の戸籍に相当する記録で、その管理は図書寮の所掌事務の第一に挙げられる。皇統譜に必要な事項を記す際の形式や管理方法を定める皇室令が、皇統譜令である。

鷗外研究者の大塚美保・聖心女子大教授の論文「帝室制度審議会と鷗外晩年の業績」によると、宮内省が管轄する帝室制度審議会では、鷗外が着任する直前の大正六年中に皇統譜令案の審議をほぼ終えていた。しかし、審議が再開したのは鷗外が死去した後の大正十三（一九二四）年四月で、六年余の間中断していたのだ。

なぜか鷗外在職時に停滞

鷗外は図書頭の職務の一環として、大正七（一九一八）年一月から死去する大正十一年（一九二二）七月まで帝室制度審議会の御用掛に就き会議に出席していた。この期間には、皇統譜令案の審議が停滞していた時期と重なる。

停滞の理由について、同審議会委員だった平沼騏一郎は「御歴代の代数を確定する必要があつた」（平沼騏一郎回顧録編纂委員会編『平沼騏一郎回顧録』一九五五年）と回想している。今日では、初代が神武天皇で令和期の今上天皇は第一二六代とされている。だが、大日本帝国憲法で「万世一系の天皇」をうたいながら、大正期までは歴代の中で

誰を天皇として認定するのか、全部で何代なのか、という「御歴代数」の公式見解がまだ確定していなかった。

これでは皇統譜令を制定する前提が成り立たない。確定するのは宮内省の責任だが、作業は明治期以来、停滞していた。

大塚論文を読み疑問に思ったのは、そうであるならば、図書頭に就任した鷗外が他の事業と同様に自身で取り組めばよいではないか、ということである。にもかかわらず、皇統譜令案に着手しなかったのは、なぜなのか。

親友の賀古鶴戸などに宛てた鷗外書簡を読んでも、皇統譜令や歴代天皇の代数確定に関する具体的な記述はない。大塚論文によると、鷗外日記では大正十年の以下の記述が、これに関連したものだという。

五月三十日 「伊東子（＝子爵）巳代治が園亭に予を延く。天子世次の事を言う」

十月二十九日 「（宮内）省に往き牧野宮相と関屋次官に見ゆ。六国史の事並びに帝室世次の事を言う」

十二月六日 「（関屋次官を）再び訪ね而して帝世の事を議す」

帝室制度審議会総裁の伊東巳代治、宮内大臣の牧野伸顯、宮内次官の関屋貞三郎の三人と鷗外の間で、「天子」「帝室」の「世次」を巡り議論が行われている。『大漢和辞典』

卷一（大修館書店、一九五五年）によると「世次」とは「年代の前後」との意味なので、歴代天皇の代数のことを指している。ただ、日記の原文は漢文の白文で簡潔すぎるため、議論の前身や詳細はわからない。宮内省内部で何が起きていたのか。

近代における皇室制度の整備

まず、明治期以降に近代皇室制度がどのように整備されたのかを確認する。日本近現代史研究者の西川誠氏らによる先行研究が蓄積されており、以下の四期に区分される。（西川「大正後期皇室制度整備と宮内省」『年報・近代日本研究』二〇号、一九九八年）

第一期Ⅱ明治二十二（一八八九）年までの皇室典範の制定

第二期Ⅱ明治四十年代の帝室制度調査局（伊藤博文総裁）による典範増補と公式令の公布

第三期Ⅱ大正前期の帝室制度審議会（伊東巳代治総裁）による典範増補

第四期Ⅱ同審議会による大正十五（一九二六）年前後の各種皇室令の完成

皇統譜令の成立は第四期に含まれ、鷗外が大正十一年七月九日に死去した直後に作業が再開された。そこに至るまでの前史をたどりたい。

初代首相を務めた伊藤博文が中心となり、大日本帝国憲法と共に皇室典範を成立（第一期）させた後も、皇室制度の整備は伊藤が主導した。明治三十二（一八九九）年八月二十四日に伊藤の意見により帝室制度調査局が設置され（第二期）、伊藤が総裁となった。伊藤の側近として憲法や皇室典範の起草にあたった官僚、政治家である伊東巳代治は、明治三十六（一九〇三）年に同調査局の副総裁に就いた。

帝室制度調査局が作成し、明治天皇に上奏した法令等は、皇室典範増補や公式令のほか、元号制定手続きなど天皇即位に関する規定を定めた登極令など五十一件あり、うち十八件は明治期のうちに裁可に至らなかった。明治天皇が亡くなり未裁可のまま残された中に、皇統譜令案が含まれていた。

大正五（一九一六）年八月、日本に併合された大韓帝国で最後の皇太子だった李垠と、日本の皇族である梨本宮方子の婚約が成立した。これに伴い、朝鮮王皇族の法的地位を明確化する必要が生じた。伊藤亡き後に皇室令の整備を引き継いだ伊東は「皇室制度再査議」という文書を波多野敬直宮内大臣らに送り、朝鮮王皇族の取り扱ただけでなく、停滞している皇室令の整備を進めるよう訴えた。これを受け大正五年十一月四日、宮内大臣の下に帝室制度審議會が設置され（第三期）、総裁に伊東が就いた。

西川氏は「伊東の熱心な主張により設置されたのであり、明治期に上奏された諸案の再検討が課題であった」としている。

鷗外就任前の帝室制度審議會

皇統譜令の制定に向けた準備は、鷗外が帝室制度審議會の御用掛に着任する前から進められていた。皇統譜令を制定する前提として歴代天皇の代数を確定する必要がある、大正六年六月一日の同審議會で波多野宮内大臣宛ての建議と御歴代調査会規則案が示された。

この日の資料は、国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「平沼騏一郎関係文書」で確認できる。いずれの文書にも「機密」の印が押されている。代数を確定する新たな会議体の設立趣意書は「古来御歴代数其の他に關し頗る疑似に渡り（中略）今次帝室制度審議會に於て皇統譜令案を審定せむとするに際し之が解決に待つべきものあり」「本審議會は（中略）皇統譜令の施行に支障なからしめむことを期するの要あるを認む」と記される。同審議會総裁の伊東から波多野大臣宛てで、日付は空欄となっている。

また、同日に示された「御歴代調査会規則（皇室令案）」には、「宮内省に御歴代調査会を置く」「総裁は帝室制度審議會総裁を以て之に充つ」と組織の概要が記され、「御歴代調査会規則（宮内省通達案）」では「委員は左の区分に

依る 一 図書頭（以下略）」と運用の詳細が記される。宮内省を挙げて新たな会議体を設け、その長に帝室制度審議会総裁が就き、図書頭は委員になるという内容だ。鷗外は半年後の大正六年十二月に図書頭に着任するので、この会議体が設置されれば、総裁となる伊東の下、鷗外は委員を務めるといふ位置づけだった。

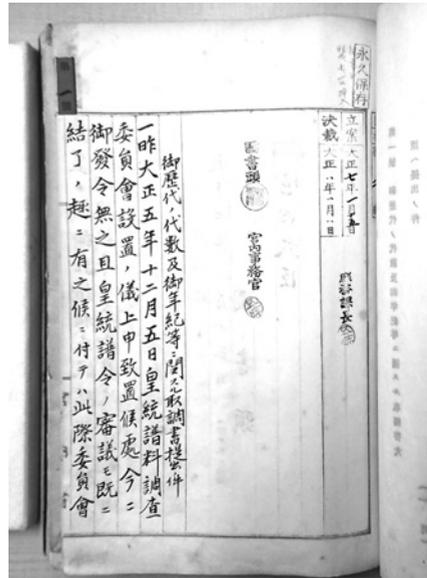
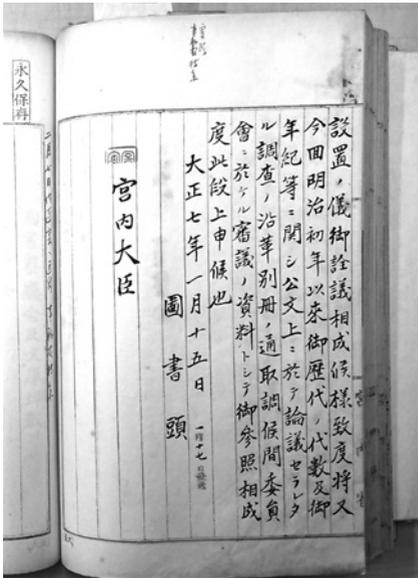
早急に解決を要する十五項目

さらにこの日の帝室制度審議会に示された「皇統譜令実施の際之に登録すべき事項中急速解決を要するもの 図書寮調」という文書には、新たな会議体で議論すべき課題として以下の十五項目が挙げられた。

- 一 弘文天皇（じしん）の乱で敗れた大友皇子）を皇代に列すべきや否や
- 二 長慶院天皇（ちやうけい）即位説と非即位説があつた南朝第三代）を皇代に列すべきや否や
- 三 後鳥羽院天皇、後小松院天皇の踐祚、即位を掲記すべきや否や（い）いずれも即位時に二人の天皇が同時に並び立ち、後に一本化されたことをどう扱うか）
- 四 北朝五帝は天皇と称すべきや否や。且其の踐祚、即位等は如何取扱ふべきか（い）南北朝正閏問題で政府が南朝を正統と決定したこととどう対応するか）
- 五 北朝皇族后妃等の親王女院等の宣下は依用すべきや

否や（い）右に同じ）

- 六 天皇御追号に院字を用ふるや否や（い）「○○天皇」と呼ぶか、「○○院天皇」と呼ぶか）
- 七 歴代天皇並后妃皇族の御名の訓み方を定むる件
- 八 空位の取扱に関する件（い）古代の皇位継承時にあつた空位をどう扱うか）
- 九 称制に関する件（い）天武天皇、持統天皇が前天皇死去後の数年間、皇太子の地位にとどまった「称制」を在位として扱うか）
- 十 皇統譜に神武天皇以前を記すべきや否や
- 十一 日本武尊（い）古代の景行天皇の皇子）御墳塋（い）墓所）称号の件
- 十二 飯豊青尊（い）古代の清寧天皇亡き後、政務を執つたとされる女性皇族）御称号の件並御墳塋称号の件
- 十三 中和門院、明子女王贈后の件（い）後陽成天皇の女御・中和門院と後西天皇の女御・明子女王に正式な皇后の称号を贈るかどうか）
- 十四 安閑天皇即位の年代に関する件（い）前代の継体天皇の没年を巡り安閑天皇の即位年が二説あり、どちらを採用するか）
- 十五 天皇皇族の誕生及崩薨の日時は事実によるべきか発表の日時によるべきか



鷗外が図書頭に就任した直後の決裁文書＝宮内公文書館蔵「図書寮 重要雑録 自大正二年至大正九年」大正七年第一号文書

誰を天皇や皇后と認定するか、即位の時期をいつとするか、など当時、専門家の間で議論になっていた事項が列挙されている。皇統譜に記す基準を策定するため、これらを整理する必要があった。

図書頭就任直後の決裁文書

鷗外は大正六年十二月二十五日、図書頭に就任した。筆者はこれまで宮内公文書館で大正期における図書寮の公文書を多数閲覧してきたが、就任直後に鷗外の決裁が確認できる公文書に以下のものがある。「図書寮 重要雑録 自大正二年至大正九年」という冊子に綴じられた大正七年第一号文書である。

大正七年一月十五日付で宮内大臣に宛てた「御歴代の代敷及御年紀等に関する取調書提出の件」と題する上申書で、発送は十七日付けとなっている。

「一昨大正五年十二月五日、皇統譜料調査委員会設置の儀上申致置候処、今に御発令無之、且皇統譜令の審議も既に結了の趣に有之候に付ては、此際委員会設置の儀御詮議相成候様致度。将又今回明治初年以來、御歴代の代敷及御年紀等に関し、公文上に於て議論せられたる調査の沿革、別冊の通取調候間、委員会に於ける審議の資料として御参照相成度此段上申候也」※句読点は筆者

鷗外就任一年前の大正五年十二月五日に、前任者が皇統譜に関する調査委員会を設置するよう上申ししたが、大臣からの発令が今に至っても出ていない。そこで委員会設置を議論してもらうために、明治初年以來の御歴代数調査沿革の「別冊」を宮内大臣に届け、審議の参考資料とするよう申し出た——という内容だ。就任から間もないため、鷗外が主導したというよりも、前任者からの引き継ぎに沿ったものようだ。

大正五年の「上申」や、この時に宮内大臣に届けた「別冊」が何を意味するのか、これだけでは分からない。そこで該当する公文書を探すことにした。

図書寮作成の「御歴代数調査沿革」

宮内公文書館ホームページの検索システムで「御歴代」「代数」のキーワードを入れると、「御歴代の代数年紀及院号に関する調査の沿革」と題する大正期の文書が、稿本を含めて二十件以上ヒットした。閲覧申請し、何が書かれているかを確認した。

厚紙の表紙で製本された完成版の冊子も、百年の歳月を経て背がボロボロになり、ほころんでいるものもあった。だが、扉を開くといずれも中は紙の保存状態がよく、印字された文字をはっきりと読むことができる。

検索では二十件以上ヒットしたものの、同じ内容のもの

が異なった識別番号で複数冊保管されていた。製本されたものはおよそ以下の四種類である。

- (一)「御歴代の代数年紀及院号に関する調査の沿革 全付録 御歴代正数」(以下「御歴代数調査沿革」と略す)
- (二)「付録 御歴代の代数年紀及院号に関する調査の沿革 資料 上巻」
- (三)「付録 御歴代の代数年紀及院号に関する調査の沿革 資料 下巻」
- (四)「追補 御歴代の代数年紀及院号に関する調査の沿革」

(一)が本文で、(二)～(四)に関連資料が掲載されている。(一)の「御歴代数調査沿革」は計五十四頁あり、冊子をめくると冒頭に鷗外が書いた序文が掲載されている。

「本書は明治初年以來、御歴代の代数年紀及院号の問題に關し、政府及宮内省に於て取調べ又は實際取扱ひたる事蹟を類聚編次したるものにして、大正六年中図書寮の草する所に係る今印刷に附し、以て檢閲に便す 大正八年一月二十八日 図書頭医学博士文学博士森林太郎」

鷗外就任前の大正六年の段階で既に草案ができており、前任者の下で編集されたものだという。鷗外が就任してからおよそ一年後の大正八年一月、製本するために印刷にかけた。つまり、鷗外が大正七年一月の上申書で記した、宮内大臣に届けた御歴代の代数に関する「別冊」とは、既に

編集されていたこの草案とみられる。

内容を読み進めてみよう。章立ては以下の四章である。

第一章 総説

第二章 御歴代の序列及皇統の正閏に関する各問題の沿革

革

第三章 御歴代の年紀及院号に関する問題の沿革

第四章 参照公文書の説明

このうち、天皇と認めるかどうかを巡る第二章では、以下の六項目について調査結果が記される。

第一項 御代数の起点

第二項 神功皇后を皇代に列すべきや

第三項 飯豊青尊を皇代に列すべきや

第四項 弘文天皇、淳仁天皇、仲恭天皇を皇代に列す

べきや

第五項 南北朝正閏問題

第六項 長慶院天皇を皇代に列すべきや

代数確定に不可欠の事項

さて、先述したように、大正六年六月一日の帝室制度審議会で「皇統譜令実施の際之に登録すべき事項中急速解決を要するもの」として十五事項が示された。だが、即位の年月やその他皇族の扱いが定まらなくても、誰を天皇と認定するかが確定すれば万世一系で天皇が代々続いたことを

皇統譜に記すことはできる（歴史的な事実か、創作された物語か、という問題はここでは問わない）。つまり、皇統譜の作成に不可欠となる天皇の「代数」に直接関係するのは、十五項目のうち以下の四つである。

一 弘文天皇を皇代に列すべきや否や

二 長慶院天皇を皇代に列すべきや否や

四 北朝五帝は天皇と称すべきや否や

十 皇統譜に神武天皇以前を記すべきや否や

この四つが「御歴代数調査沿革」でどのように取り上げられたかを確認したい。

「一」について、第二章第四項によると、壬申の乱で敗れた大友皇子に対し、政府は明治三（一八七〇）年に「弘文天皇」の諡号を贈り、天皇だと認定している。「明治三年以来異議を挟むものなかりし」という状況で、宮内省に設けられた学者らによる年表草案調査会が明治三十八（一九〇五）年に改めて討議したところ、「各委員は全員一致して弘文天皇を皇代に加ふべきを主張したり」との結論になった。

「二」は南朝の後村上天皇の皇子で、在位説と非在位説があった長慶天皇についてである。第二章第六項に「大正五年十一月に至り更に新に発見したる史料に基き考證を重ね、長慶院天皇を皇代に列し奉るべき議として取調書を草して図書頭より宮内大臣に提出し、其の指揮を請へり」と

記される。新史料発見により在位が裏付けられたとして、大正五年に鷗外の前任者の図書頭が、新たに天皇に列するよう宮内大臣に意見書を提出した。

「四」は明治四十四（一九一）年に起きた南北朝正閏問題そのもので、第二章第五項に、当時の桂太郎首相が南朝を正統に決定したいと上奏し、裁可された経緯が記される。

「十」は、第二章第一項によると、明治二十四（一八九二）年に宮内大臣が「神武天皇を以て皇統第一代となしたり」として勅裁（ちくさい）を仰ぎ、確定した。ただ、天皇によるこの裁定が公表されていないので、後日手続きを踏んで公表する必要があるとしている。

つまり、鷗外就任前に草案ができていた図書寮の調査によると、政府が正式決定しておらず代数確定に関して改めて対応を迫られる事項は、「二」の長慶天皇を新たに認めることだけだと分かる。

前任図書頭が上申した委員会

次に、大正七年一月に着任直後の鷗外が決裁した公文書に記される、前任者が宮内大臣に「上申」した文書についてである。これは容易に見つけることができた。先に紹介した御歴代数調査沿革の(三)「付録 資料 下巻」の最後に、上申書の写しが掲載されていた。

大正五年十二月五日、鷗外の前任の図書頭である山口銳（すま）の助から波多野敬直宮内大臣に宛てた上申書は、皇統譜令の制定に向けて解決すべき問題を審議するため「皇統譜料調査委員会」を「当寮に」設置するよう求めたものだった。図書寮内に設ける組織であれば、委員長には図書頭が就くことが想定される。

一方、前述したように、大正六年六月一日に帝室制度審議会で示された「御歴代調査会規則（皇室令案）」は、「御歴代調査会」を宮内省に置き、総裁に帝室制度審議会総裁を充てると明記する。図書頭は総裁の下の一委員となる。こちらは宮内省を挙げた大がかりな組織になっており、大正五年の山口図書頭による上申に基づき鷗外が改めて提案したものは別のものである。

消極的だった宮内省幹部

以上、大正期宮内省の公文書を基に見てきたが、宮内省幹部が残した記録にはどのように記されているだろうか。帝室会計審査局長官だった倉富勇三郎の『倉富勇三郎日記』などから追ってみたい。

鷗外が「御歴代数調査沿革」の序文に、「今印刷に附し」と書いた四日後のことである。『倉富日記』大正八年二月一日条によると、石原健三宮内次官が倉富を訪ねて「図書頭が提出したる天皇御代数、御即位年月日等に関する調書

四冊」を渡し、「枢密院」に諮詢せらるべき問題を考へ置呉よ」と依頼してきた。司法官僚出身の倉富は、帝室制度審議会の委員も務めていた。印刷に出した直後なので、倉富が受け取ったものは製本前のものとみられる。

『倉富日記』によると、倉富は「調書」を受け取った二日後の二月三日に石原を訪ね「予は今後枢密院に諮詢して決定せらるべきものは、差向き長慶天皇を御代数に加ふべきや否に止め」と返事をした。

同年六月二十一日条にも、倉富、波多野大臣、石原次官の三人の間で以下の会話が あつたと記される。「御代数、御即位の年月日等の定まらざるものあり」という話題に対し、石原が「図書寮にて段々取調べたる処、今まで未定と思ひ居りたることも、実は決定し居り」と答え、話が長慶天皇に及んだという。

鷗外が提出した「御歴代数調査沿革」を読んだ宮内省幹部の間では、歴代天皇の代数を確定するための大がかりな調査や変更は不要だと認識されていた。

伊東巳代治の働きかけ

『倉富日記』には、帝室制度審議会総裁・伊東巳代治の動きも記されている。同じく大正八年六月二十一日条に、石原が倉富に対し「皇統譜令に付ては、先に伊東より御歴代の代数を決定する為めに委員会を組織すべき旨の建議を

為し居り。此事に付ても、宮内省より未だ何とも言ひ居らざる」と伝えたこと記される。大正六年六月一日時点で帝室制度審議会が作成した、新たな委員会設置を求める波多野宮内大臣宛ての建議書は、この時までに提出されていたようだ。しかし、石原や倉富ら宮内省幹部は、伊東が働きかける会議体の必要性を感じおらず、回答せずにいたのだ。宮内省の動きが鈍い中、皇統譜令と御歴代数調査を所掌する図書頭の鷗外に対しても、伊東が働きかけをしたと考えられる。この頃の『鷗外日記』にも、伊東がしばしば登場する。

大正八年四月二十四、二十六両日、鷗外は朝に東京・麹町の伊東宅を訪ねたが、起床前で会えなかつた。二十六日夕方には伊東から手紙が届き、その日のうちに返事をした。

四月二十六日の伊東からの手紙は、須田喜代次監修『森鷗外宛書簡集2（あーい）編』（文京区立森鷗外記念館、二〇一九年）に収録されている。

伊東は恭しく「御高教を仰度と相楽居候も」、多忙のため会う機会がないのは「残恨」だとしている。伊東から鷗外に教えを仰ぎたいと記したことから、伊東が面会を望んだことを受けて、鷗外が二度も訪ねたようだ。伊東は手紙の後段で、「孰れ近日中電話を以て」と面会の日程調整をしたいと申し入れた。

『鷗外日記』の四月二十六日条は「復之」と記されるが、

国立国会図書館が蔵する「伊東巳代治関係文書」と、書簡を収録した『鷗外全集』三十六巻のいずれにも、鷗外から伊東へ宛てた書簡は一通も所収されていない。あるいは電話で返事をしたのかもしれない。だが、その後の『鷗外日記』を見ても、二人が大正八年に個別に面会した記述はない。要件は電話で済んだのか、もしくは鷗外が面会を断ったのかは、残された史料からは判別できない。

それから半年後、宮内省内で再び動きがあった。『倉富日記』大正八年十月二十一日条に、石原次官の意を体して図書寮図書課長兼事務官の五味均平が倉富に御歴代数調査沿革の冊子を渡し、「之を閲みし置き呉よ」と伝えたと言われる。一月に印刷に出したものが、ようやく製本されたと推察される。十月二十三日に倉富が石原に返事をした際、石原は「波多野と君文だけに交し、之を閲したる上、他の委員にも交して宜しき様ならば其まことにすべし」と答えている。総裁の伊東をはじめ帝室制度審議会の他の委員にはまだ配布されておらず、水面下で動いていたようだ。

ところが、波多野大臣は大正九年六月、辞任に追い込まれてしまった。皇族の臣籍降下に関する皇室典範増補に關し、降下の対象となった伏見宮系皇族が反発し、その責任を取らされたのだ。さらに後任の中村雄次郎大臣も、皇太子（後の昭和天皇）の妃決定を巡り紛糾した宮中某重大事件の責任を取り、大正十年二月に辞任することとなった。

次官の石原も中村と共に引責辞任し、宮内省のトップとナンバー2が合わせて交代する重大事態である。

大臣が立て続けに失脚した混乱もあり、腰を据えて皇室令を審議できる状況ではなかった。伊東が動きを本格化させるのは、中村の後を襲って牧野伸顕が大臣に就任してからである。

すれ違う牧野と伊東

鷗外は『天皇皇族実録』の編集速度を上げるため大正八、九両年に図書寮の職員を増員し、同九年秋から起草が始まった。六国史校訂準備作業も大正八年一月に第一回会議を開き、三年間での事業完了を目指した。大正十年三月には『帝諡考』が刊行され、既に『元号考』の執筆にも着手していた。大正十年は、鷗外が図書寮で手がける事業が本格化した時期である。

一方、帝室制度審議会総裁の伊東巳代治は、同年二月十九日に宮内大臣となった牧野に対して皇統譜令制定の働きかけを強めた。五月二十七日、御歴代数調査の会議体を新設するよう求める建議書を牧野宛てに提出した。同審議会総裁が会議体の長に就くと明記した部分など一部が修正されたが、前々任者の波多野大臣に提出したものとほぼ同内容である。

その三日後、『鷗外日記』五月三十日条に「伊東子巳代

治が園亭に予を延く。天子世次の事を言う」との記述がある。伊東から天皇の代数を巡る問題について、鷗外に直接話があったと確認できる最初の記述だ。二年前に伊東が望んだ面会が、ようやく実現したのであるか。そして六月九日、伊東は牧野に面会した。牧野はこの日の日記に「伊東子入来。御歴代数取調の爲め委員会設置の事を述べ。小生は此れは重大問題なれば十分考へ度しと返事し置けり」〔牧野伸顕日記〕中央公論社、一九九〇年〕と記した。伊東の働きかけに対し、牧野は回答を保留したのだった。

牧野はなぜ慎重だったのか。消極的だった前次官の石原らから引き継ぎがあったのだろうか。

だが、それだけでなく、牧野自身に理由があった。連載第九回で紹介したように、牧野は官制改革による人員削減を計画していた。伊東が建議書を再提出する前の同年四月から、新たに着任した関屋貞三郎次官と倉富ら一部の宮内省幹部による秘密委員会がリストラの検討を始めていたのだ〔倉富日記〕第三巻の解説〕。

伊東の建議は大がかりな調査委員会を新設するもので、役所の事務が増えることになる。伊東の立場からすると、大がかりな会議体になるほど自らの権威付けになるが、牧野が目指す人員削減と逆行していた。

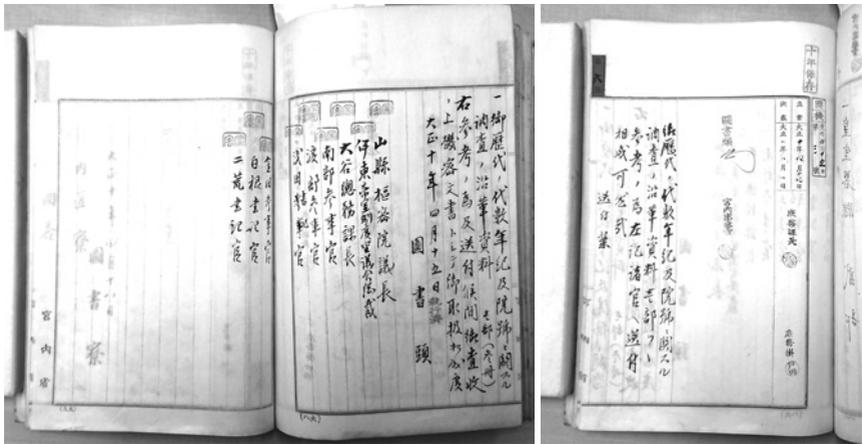
なぜ「調査沿革」を送付したのか

一方、鷗外は伊東の動きに先立つ大正十年四月十四日、ある公文書に決裁をしていた。

「御歴代の代数年紀及院号に関する調査の沿革資料壹部づ、参考の爲左記諸官へ送付相成可然哉」として、図書頭が「御歴代数調査沿革」を各所に送る内容である。「機密文書として御取扱」を求めている。送付先は「山県枢密院議長、伊東帝室制度審議会総裁、大谷総務課長、南部参事官、渡部参事官、浅田書記官、金田参事官、白根書記官、二荒書記官」で四月十五日に「執行済み」となっている（宮内公文書館蔵「図書寮 雑件録 自大正六年至同十年」大正十年第六号文書）。大正八年十月に波多野大臣と倉富だけに事前配布していたものを、関係する高官や事務官へ公的に配ったようだ。

「参考の爲」とあるが、送った目的は何であろうか。関連する記述が『倉富日記』大正十年九月九日条だ。図書寮図書課長兼事務官の五味が御歴代数調査沿革の資料一式を倉富のもとに持ち込み、以下のやりとりがあったと記している。

「五味均平来り、(中略) 帝室制度審議会にて御歴代の代数に関する議論ありたる趣なるが、図書寮に於ては此事に関する学者の議論は既に尽き居る様に思ふに付、公文



御歴代数調査沿革を図書頭から山県有朋や伊東巳代治らに送付した決裁文書＝宮内公文書館蔵「図書寮 雑件録 自大正六年至同十年」大正十年第六号文書

類に依り取調べしものが即ち此四冊なり。此調査書は伊東巳代治、岡野敬次郎、平沼騏一郎には配布するが宜しかるべしとのことにて、之を配布せり」

「予（倉富）、御代数のことは研究は既に尽きたる様なり。此上は決定するより外致方なし。学者の意見を一致せしむることは望み難きことなりと云ふ。五味、然りと云ひ（後略）」

岡野と平沼は帝室制度審議会の委員で、伊東と近い関係にある。五味と倉富の間で一致した考えは、「御歴代数調査沿革」を読めば学者の議論は尽きており、既に大筋の結論は出ていると分かるはずだ、ということだった。新たに天皇の代数に加える案件があるかどうかは宮内省内で事務的に決定すれば事足りるため、大がかりな会議体を新設する必要は薄いということである。五味は直接の上官である図書頭の意を体して動いていたと考えられる。

衝突した二つの事業

伊東が建議書を提出する二十日ほど前の大正十年五月五日、鷗外は宮内省のある会議に出席していた。自らが委員長を務める六国史校訂準備委員会である。その日に協議されたのは、「追而組織すべき委員会の議」だった（吉岡「明治・大正期宮内省における六国史校訂事業」）。

連載第九回でも紹介したが、大正八年からの三年計画で

校訂の第二次事業を完了させた後、『日本書紀』をはじめとする六国史の定本を作るため、学識経験者らによる大がかりな会議体を新設する計画である。大正七年十二月十二日に図書頭の鷗外が波多野宮内大臣へ提出した事業開始の建議書に、以下のような計画が書かれている。

「明治期の第一次事業は」六国史校訂の先駆に過ぎずして、更に進みては其の異同を校讐（こうしゅう）（「比較して誤りを正すこと）し、以て勅選国史の定本を作成するに非ざれば、何等の効果を見ざる儀に有之候」（これありうらう）国史の校訂に付ては、迫て幾多専門の学士を招聘して合議様の取調機関を設置するの必要有之候」（宮内庁書陵部編修課『宮内省の編纂事業』）

つまり大正十年の宮内省には、伊東による御歴代数調査と、鷗外による六国史定本化という、二つの会議体を新設しようという動きがそれぞれあったのだ。

その渦中の十月七日、牧野大臣による官制改革が発表された。人員削減を進める中では新事業への着手は難しい。いずれも断念するか、それとも優先順位を付けてどちらかに絞るか。二つの事業は競合し、衝突せざるを得ない。

「言六国史事並帝室世次事」の真意

大正十年十月以降、御歴代数調査に関連する『鷗外日記』の記述は以下の二つである。

十月二十九日条「往省見牧野宮相与関屋次官。言六国史事並帝室世次事。是日訪岡野敬次郎者二」

十二月六日条「一訪関屋次官。而議買正倉院前地事。再訪而議帝世事」（いずれも原文のまま）

隔日で帝室博物館（上野）と図書寮（現在の霞が関）に通う鷗外が、宮内省（皇居内）に向くのは何らかの要件がある時である。十月二十九日に牧野と関屋に対し、「六国史事」と「帝室世次事」の二つを並べて言及したのはなぜか。いずれも図書寮の所掌だが、事業を絞らざるを得ない状況で二つは競合する関係にある。

これまで見てきた宮内公文書館などの史料からは、『天皇皇族実録』や六国史校訂作業を巡り、鷗外が自ら事業計画を策定して人員を拡充するなど行政官として手腕を発揮したことが分かる。一方、御歴代数調査に関して積極的に動いたことを記す公文書は残っていない。前任者がまとめた調査沿革を関係者に送付したくらいだが、それすらこの事業に対する消極的な意味が込められていたと推察される。

鷗外が牧野や関屋に進言したのは、伊東が主導する代数調査の委員会ではなく、自らが手がける六国史定本化の委員会を優先すべきだ、との趣旨だったのではないか。この日に鷗外が二度も訪れた岡野は帝室制度審議会の委員で、要件は牧野らと同じく御歴代数調査に関することだった可



鷗外の後任に就いた図書頭が、『天皇皇族実録』の編集作業に遅れが出ることを申し出る決裁文書＝宮内公文書館蔵「図書寮 例規録 自大正十一年至大正十五年」大正十五年十八号文書

能性が高い。

十二月六日には閑屋次官と、帝室博物館総長が管理責任者である奈良・正倉院の前の土地を買うことについて話をした後、再び閑屋を訪ね、今度は図書頭として「帝世事」について議論している。おそらく十月二十九日に行われた話の続きだったのだろう。

限られた時間と人員の中で

伊東の事業が優先された場合、影響が出るのは六国史の定本化だけではない。皇統譜令を制定する場合に図書寮の事務量がどれだけ増えるかは、鷗外の死後に実際に起きた出来事を見ればわかる。大正十一（一九二二）年七月以降の宮内省公文書を見てみたい。

鷗外の後任として図書頭となった杉栄三郎は、伊東が主導して新設された臨時御歴代史実考査委員会の委員を命じられた。大正十三（一九二四）年から十五（一九二六）年にかけて同委員会に計十八回出席し、担当者として数多くの説明をこなした。同時期には皇統譜令案を審議する帝室制度審議会第二特別委員会も開かれ、杉は御用掛として計十回出席した（宮内公文書館蔵「帝室制度審議会関係書類 皇統譜令 副 宮内省参事官室大正六（十三年）」、「臨時御歴代史実考査委員会議事要領 宮内省参事官室」）。

図書頭の杉だけにとどまらず、図書寮編修官の芝葛盛が



野口 武則（のぐち・たけのり）氏

1976年生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。代替わり取材班キャップ、政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記 近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和 改元の舞台裏』（毎日新聞出版）。

臨時御歴代史実考査委員会の御用掛と臨時事務に、図書寮編修官補の黒井大円が同委員会の書記に従事するよう命じられた（同館蔵「秘臨時御歴代史実考査委員会栗原」）。

さらに大正十五年九月に皇統譜令が施行されると、五人いた図書寮編修官の全員が皇統譜の調成作業に従事することとなった。皇統譜令と皇統譜令施行規則が定める新たな書式に沿い、歴代の皇統譜を登録し直さなければならなかったためである。

編修官と編修官補は『天皇皇族実録』の執筆者だ。皇統譜の登録に約一年を要するとして、実録の終了時期をそれに相当する期間だけ延長せざるを得ないと図

書頭の杉が申し出たが、実際には約三年もの間、実録の作業が中断してしまった（同館蔵「図書寮 例規録 自大正十一年至大正十五年」大正十五年十八号文書）。

大正十年に鷗外自身は、「最大著述」と位置づけた『元号考』の執筆に取りかかっていた。伊東が新設を目指す会議体に委員として駆り出されれば行政官としての業務が増え、それに反比例して執筆時間が削られてしまう。

限られた時間と人員の中、鷗外が手がける事業を遅滞なく進めるにはどうすればよいか。伊東が主導する御歴代数調査の事業を止めなければならぬ。鷗外はそう考えたに違いない。

〈参考文献〉

野口武則「御歴代数調査を巡る帝室制度審議会総裁・伊東巳代治との確執——遺言の公憤に至る背景（その二）『鷗外』一一二号、森鷗外記念会、二〇二三年

今回は「第十一回 伊東巳代治総裁との確執」